

第14期 塾生募集!

毎年、様々な分野の方が参加しているよ。一緒に学ぼう!



実践ソーシャルワーク塾



自己の実践を振り返り、社会福祉士の専門性を模索する!

日々の実践の中で、「社会福祉士の専門性って何だろう…」といった疑問や「資格は取ってみたいものの…」といった戸惑いを感じている方が多いのではないのでしょうか?

実践ソーシャルワーク塾では、社会福祉士の専門性を支える価値・知識・技術の再確認と統合を図りつつ、更に、社会福祉士としての業務を自ら確立できる実践力を身につけることを目指し、地域包括支援業務を題材に、継続的にワークショップ形式で学びます。社会福祉士として社会に貢献し、目に見える実績を積めるよう、仲間と共に学び合いましょう!そして、本研修での学びを職場の実践に活かし、その成果を仲間と語り合い、磨き合いながら「自信」という武器を獲得していきましょう!

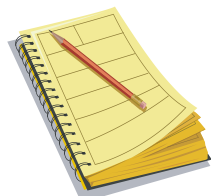
- 対象 社会福祉士の資格を有し、相談援助業務の実務経験が3年(資格取得以前分を含んで可)以上あり、社会福祉士の業務構築に関心があり、必要だが学びにくいソーシャルワーク専門の実践力を学習したいとお考えの方
※相談援助業務の範囲は、下記認定社会福祉士認証・認定機構「相談援助実務経験について」を参照ください。http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/contents/04_kojin/01_tetsuzuki.html
- 受講要件 原則、全日程の参加が可能で、自己の体験や事例を積極的に提供し、実践的な学習に貢献する意欲を持つ方
PC環境が整っていること(ファイル添付可能なメール操作・Word/Excel 必須)
- 定員 25名(研修のねらい・受講要件に照らし選考あり)
- 監修・講義 塾長 菊池健志・実践SW研究会セカンドステップメンバー
- 開催場所 横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ(京浜急行 屏風浦駅から徒歩3分)
- 受講料 都道府県社会福祉士会会員 16,000円
非会員 30,000円※同時入会手続きにより会員扱いになります。
- 申込方法 別添えの申込書、またはホームページよりダウンロードした申込書に記入のうえ、FAXまたはEメールで応募ください。
F A X : 045-317-2046 (公社) 神奈川県社会福祉士会事務局
Eメール : sw2019net@gmail.com 実践ソーシャルワーク研究会
※応募書類は <https://welfa8.wixsite.com/psw01> からダウンロードできます。
- 募集期間 2018年12月15日(土)~2019年6月10日(月)16時必着
- お問い合わせ 上記Eメールまたは046-267-1038 養護老人ホーム 敬愛の園 今村洋子

開催日程・カリキュラム

※プログラムは学習の進捗状況等により変更される場合があります。

	日程	時間	内容
1	7/28(日)	12:20~16:30(4h)	業務構築とソーシャルワーカーのアイデンティティ
2	8/25(日)	9:20~12:30(3h)	ソーシャルワーカーによる権利擁護とは
3	9/22(日)	9:20~12:30(3h)	相談の専門家!ソーシャルワーカーと総合相談
4	10/20(日)	9:20~12:30(3h)	専門職業務のアカウントビリティ
5	11/17(日)	9:20~12:30(3h)	事例検討とプロとしての業務形成①
6	12/15(日)	9:20~12:30(3h)	事例検討とプロとしての業務形成②
7	1/19(日)	9:20~12:30(3h)	専門職業務の確立と再生産
8	2/16(日)	10:30~16:30(予定)	スタッフによる説明会&成果物発表会

月1回、継続して学べるのがミソ!



主催: 実践ソーシャルワーク研究会(公益社団法人神奈川県社会福祉士会自主活動グループ)

2019 年度実践ソーシャルワーク塾のご応募をお考えのみなさまへ

問1 欠席した場合、次の塾の講義についていけますか？

(答) 原則、全日程参加が条件となりますが、止むを得ない理由等で欠席された場合でも次の講義にスムーズに参加できるようできる限り配慮しています。
ただし、資料の取り置き、受講料の返金は行えませんので、予めご了承ください。

問2 身体的理由等により受講にあたって配慮をお願いしたい場合はどうしたら良いですか？

(答) 個別にメール等でお問い合わせください。

問3 なぜ、題材が地域包括支援センターの業務なのですか？

(答) 第一に、地域包括支援センターの業務が、学習素材として適しているためです。
地域に開かれた業務で包括的です。主に高齢者が対象になりますが、総合相談を標榜し、契約ではなく地域機関であることから、対象の広がり大きく、アウトリーチを含む積極的な支援までも視野に含める必要があります。こうした長は、他領域の社会福祉士業務と比較して汎用性が高いと考えられます。施設や病院、機関などのSWのように、領域構造に縛られないことも特徴です。
第二に、この業務は社会福祉士の資格と業務を考える、現在唯一の素材だからです。
地域包括支援センターは、事実上、社会福祉士が原則必置として初めて配置されたものです。そこで社会福祉士が他の専門職と異なる独自の専門性を活かし社会に貢献する業務を担えるかは、社会福祉士全体の社会的評価をも左右する重大な課題であると考えられるからです。

問4 相談実務経験とはどんなものですか？

(答) 認定社会福祉士認証・認定機構が認める実務経験

(http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/contents/04_kojin/01_tetsuzuki.html) ※1 と同じです。

(社会福祉士の受験資格※2 で問われる実務経験より広く設定されています)。

※1 保健医療福祉領域の行政機関、各種相談所、福祉施設、医療機関、介護保険事業所等で行われる広範な相談援助業務が含まれます。介護支援専門員の居宅介護支援業務も含まれます。

※2 厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知（昭和63年2月12日付社庶第29号）『指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について<別添1 指定施設における業務の範囲等><別添2 指定施設に準ずる施設における相談援助の業務の範囲>』（社会福祉振興・試験センターHP http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html 参照）。

問5 今年の国家試験で合格したばかりですが、応募できますか？

(答) 資格取得以前の相談援助の実務経験も含めて3年以上あり、その他の条件を満たしていれば、資格取得時期は問いません。

問6 現在、社会福祉士会会員ではありませんが、応募できますか？

(答) 会員・非会員を問いません。会員の方は会員価格の受講料で受講いただけます。応募時点で会員でなくても、応募後事務局を通じ、受講時までに入会手続きを済ませていただくことで、会員価格で受講可能です。（詳細は、事務局に直接ご相談ください。）

問7 パソコン環境が整っていないと応募できないのですか？

(答) ファイル添付可能なメール操作・Word・Excel が使用できるパソコン環境が整っていることが受講要件となっています。

実践ソーシャルワーク塾では、月1回の限られた学習時間を有効に活用するため、事務連絡、情報交換、課題の提示・提出等のやりとりを原則Eメールで行うためです。

※カリキュラムの詳しい内容や応募書類のダウンロード等について

<https://welfa8.wixsite.com/psw01> または左記QRコードよりアクセスしてご確認下さい。

ご不明な点はメール sw2019net@gmail.com 又は下記までお問い合わせ下さい。

電話：046-267-1038（養護老人ホーム 敬愛の園 今村洋子）

